

手形取引における信用純化と不渡処分との関係（二）  
——日本—台湾—中国の比較研究——

李 偉 群

目次

- 一 はじめに
- 二 日本の不渡処分制度
  - 1 信用純化と不渡処分との関係
  - 2 不渡処分制度の沿革
  - 3 不渡処分の目的およびその効果
  - 4 不渡処分者照会センター
- 三 台湾の不渡処分制度
  - 1 不渡処分制度の沿革
  - 2 不渡小切手の多発の原因
  - 3 手形法の刑罰重視とそれにより浮上した問題（以上本号）

- 4 手形法の刑罰規定の廃止
- 5 信用取引の健全な発達――  
不渡処分制度の合理化と信用情報の充実
- 四 中国の不渡処分制度
  - 1 不渡処分制度の沿革
  - 2 「三角債」の問題
  - 3 日本法、台湾法から中国法への示唆
  - 4 中国における不渡に対する立法、政策提言

## 一 はじめに

手形<sup>1)</sup>は金銭の支払いを目的とした債権を表章する有価証券である。手形流通の強化と支払いの確実性の確保という手形制度の主要理念を実現するために、各国の手形法は、通常、以下の二つの面で取得者の保護をはかっている。第一に、手形が円滑に流通するように、手形法上の譲渡方法によって手形取得する者のために、指名債権の譲渡方法とは異なる特別な制度――善意取得と人的抗弁制限――を設けている。この二つの制度の機能は、いずれも、手形の誠実な取得者を保護し、もって手形の流通を強化させようとするものである。

第二に、今日の手形取引においては、ほとんどすべての手形が銀行その他特定の金融機関により支払われている。

手形の所持人は、通常、取引銀行に取立委任をし、取立てを依頼された銀行は、銀行が参加する手形交換所において手形の交換決済を行う。

手形交換とは、一定の地域内にある銀行その他の金融機関が、相互に取り立てる手形を、一定の時間に共通の場所に集まって支払呈示の上交換し合い、集団的な資金決済を行う制度である。しかも、交換差額の授受さえ、通常、特定の銀行における各銀行の預金の振替によってなされ、現金の授受を要しない。このように、手形交換制度は銀行にとつて、手形の取立てを安全にし、多額の支払資金の準備を不要ならしめるなどの効用をもつ。事実上、手形の極めて大きな部分が手形交換によつて決済されており、手形交換の制度は、手形制度にとつて欠くことのできないものとなっている<sup>(2)</sup>。

手形には有価証券としての呈示証券性・受戻証券性がある。所持人が手形を支払呈示期間中に有効に支払呈示し、それに対して手形の債務者が手形金の支払いをして手形を受け戻せば、手形関係は円満に消滅する。ところが、所持人が手形を支払呈示したのに、支払資金がないとか、取引なし等の事由によつて、手形の支払いが拒絶された場合には、手形は受け戻されずに所持人に返還され、したがつて、手形は渡らなかつたことになる。これを手形の「不渡」という<sup>(3)</sup>。

手形が正当に支払呈示された場合に手形金が支払われないとすれば、当然のことながら、手形の取得者の利益は保護されなくなる。のみならず、その場合には、手形を安心して受け取るわけにいかないから、手形の利用にも悪影響を及ぼすことになる。そこで、そのようなことのないように、不渡処分制度によつて手形による信用取引の正常な働きを維持する役割を果たさせることが、有意義となる。

以上に述べた二つの側面のうち、中国法における善意取得および人的抗弁制限の理論的な検討は別稿<sup>(4)</sup>で行つた。

そこで本稿では、不渡処分制度による手形の信用純化に考察の対象を絞ることにする。本稿は、法制度を異にする日本、台湾、中国の不渡処分制度を包括的に取り上げて検討し、日本、台湾の法制から有益な示唆を受けながら、中国の不渡手形に対する対策のあり方について考えることを目的とする。

最初に、日本、台湾、中国における不渡処分制度の概略をみておこう。

(1)日本の手形交換所は、手形の信用を純化するために、信用に問題がある者を手形取引から排除する制度、すなわち不渡処分制度を設けている。不渡処分制度は欧米にはなく、きわめて日本的なものである。そのことは、日本において企業間の信用取引に手形がよく利用されていることと無関係ではない。

日本では、不渡処分制度は、すでに一〇六年の歴史を有しており、手形の振出人などに公知の事実とされ、信用秩序の維持に大きな役割を果たしている。本稿は、日本において不渡処分制度が手形取引純化とどのように結び付いているかを検討する(第二章)。

(2)台湾にも、日本と同じような不渡処分制度がある。歴史的にみれば、一八九五年から一九四五年までの間に、台湾は日本の植民地であった。このような特殊な関係から、台湾の法制度が日本の法制度から受けた影響は大きい。一九五三年に「台湾省各縣市手形交換所規約」が制定されたときに、不渡処分の条文中で、日本の不渡処分の立法経験が参考にされた。たとえば、同規約第四〇条一項は、「一年間に三回以上資金不足により不渡が記録され、かつその記録が撤回されなかった場合、手形交換所の加盟銀行は、その者と当座取引を解約し、かつ不渡処分日から起算して二年間貸出を禁止される」と規定していた。また、その後新たに制定された「新し手形信用管理規則」の中でも、いたるところに日本の不渡処分制度の規定の影響を見出すことができる。

一方、一九五三年以降三〇年あまりの間、不渡小切手の振出人に対する制裁は、もっぱら「台湾省各縣市手形交

換所規約」という行政法規を用いて行われていた。しかし、制裁の実施過程において、不渡小切手の発行者に債務弁済の責任を感じさせるような圧力は、現実にはほとんど存在しなかった。そのため、これによって不渡小切手の多発を防止することはできなかつた。

このように台湾では不渡処分制度が大きな効果を發揮できなかったため、一九六〇年に、台湾は手形法に自由刑罰規定を取り入れた。手形法の刑罰規定は、刑罰威嚇によって不渡小切手の多発を防止しようとするものであったが、しかし、そのような刑事政策によっても不渡小切手の発生数は下降線をたどるようにならなかつたばかりが、むしろ増えていた。そのため、ついに一九八六年に、この刑罰規定は廃止された。

台湾ではこのような紆余曲折を経た後、二〇〇一年七月一日に「新し手形信用管理規定」が施行された。現在の「新し手形信用管理規定」は、主に不渡処分制度の合理化と、信用情報の充実との、二つ部分からなっている。

本稿は、台湾手形法刑罰規定の導入、運用、廃止の経緯に立ち入って、その問題点の分析を試みる。台湾においては刑罰で威嚇するという、世界的に見てもユニークな試みがなされ、かつそれから挫折した、という貴重な経験が蓄積されたからである。刑罰威嚇による不渡小切手の多発防止を強調しながら、なぜ、不渡小切手の発生数は下降線をたどるようにならなかつたか、その原因はどこにあったか。さらに、法理論上、不渡に対して刑罰を科することは妥当か否かについても、台湾の当時の議論状況を踏まえて検討を加える。その後、台湾における新しい手形信用管理制度の樹立とその意義について考察する。その上で、台湾の手形信用制度に対して一定の評価を試みる(第三章)。

(3) 中国には、「手形決済センター」(一九九八年以前は「手形交換所」と呼ばれた)がある。中国の手形決済センターは、手形の交換決済のみを主な業務とする。同決済センターの規則は、日本の手形交換所規則や台湾の手形信用

管理規定に比較すれば、取引停止処分制度がない点で、大きな違いがある。

では、手形が不渡になる場合、中国ではどのような措置がとられるのであろうか。約束手形や為替手形については、不渡を出すこと自体について、特別な制裁はない。これに対し、小切手を不渡にする場合には、小切手の振出人に額面金額5%の過料が課せられている。しかし、このように処罰が軽いため、小切手の振出人に対しても支払いへの強い圧力効果は生じにくい。

中国経済の対外開放とともに、中国の企業と外国企業との国際取引が益々増えてきた。中国は、経済体制改革を通じて計画経済から市場経済に移行しつつあるが、市場経済に適する手形の信用純化制度は未だ整備されていない。日本や台湾に比べて、中国の信用取引純化と不渡処分制度との関係についての研究も、かなり立ち遅れている。こうした状況を考えれば、信用取引秩序の維持のため、中国は、不渡処分制度に関する日本の理論研究成果と実務を参考にすることができる。また、中国の一步先を行った台湾の経験から手形信用管理の法制度について学ぶことは多い。

このような観点から、本稿は、以上の各国の不渡処分制度について概観し、日本法と台湾法と中国法と比較しながら、それらの相違点を明確にする。その上で、中国は、日本、台湾の不渡処分制度からどのような示唆を受けるのかを、明らかにする。さらに、以上の検討の上に立って、立法論・政策論の視点から、中国は、日本や台湾のような決済制度および不渡制度をとるべきであること、そして、不渡処分者照会センターおよび信用情報センターを設立すべきことを提言したい（第四章）。

注

(1) 本稿においては「手形」という表現によって「手形・小切手」を意味するものとする。ちなみに、中国手形法においても、台湾手形法においても、「手形」の概念は約束手形、為替手形および小切手の三者を包含している。本稿においては、叙述の便宜上、小切手を含まずに「約束手形・為替手形」のことのみを示す場合には、「約束手形・為替手形」という言葉をそのまま用いることにする。

(2) 北沢正啓「手形交換」鈴木竹雄 大隅健一郎編集『手形法・小切手法講座(4)』二二二頁(有斐閣、一九六五年)。

(3) 石井真司「不渡り」ってなに?」法学教室第一二二号(一九九〇年)、四〇頁。

(4) 拙稿「中国の手形抗弁制度についての一考察(1)(2)(3)」法政論集第一八〇号(一九九九年二月)、一八三号(二〇〇〇年六月)、一八四号(二〇〇〇年九月)、「中国法における手形の善意取得」法政論集第一八八号(二〇〇二年六月)を参照。

## 二 日本の不渡処分制度

不渡処分とは、手形の決済を円滑に行い、ひいては手形取引の信用純化を図るため、不渡手形の振出人および引受人に対し、経済上の制裁を行なう処分をいう。ここで、信用純化というのは、誰でも安心して手形を受け取るようにすることを目的としている。以下本章では、日本の不渡処分制度を考察するものとするが、それに先立って、日本における信用純化と不渡処分との関係について検討する。

## 1 信用純化と不渡処分との関係

本節では、不渡処分制度が手形取引における信用純化とどのように結び付いているかについて、日本の手形交換制度を対象としながら考察する。

(1) 手形の普及に伴い、簡易・集団的な支払呈示と決済のために、手形交換所が必要となる。手形が支払呈示され、すべて決済されるならば、不渡処分制度は不要である。しかし、便利な決済手段には、常に悪弊が伴う。支払資金がないのに小切手を振り出したり、商取引のない融通手形を振り出したりすることが、かなり早い段階から行われてきた<sup>(5)</sup>。いうまでもなく、不渡それ自体が、手形取引の安全性を害し、取引関係者を不安に導くことになるから、不渡を根本から取り除くことが最も望ましい。

日本では、東京銀行集会所同盟銀行が、明治二〇年代にはじめて不渡処分制度を設けて以来、それによって流通手形の質をよくするよう努力してきた。同制度は、交換所の加盟銀行が、手形交換所の規則に基づいて、手形の不渡発行者との当座勘定取引および貸出取引を停止することによって、不良取引者を取引界から排除し、信用秩序を維持しようとするものである。企業にとっては、銀行と当座取引が停止され、手形が使えなくなれば、信用の点で致命的な影響を被る。そのため、企業は、手形の不渡を避けるよう、最大限の努力をすることになる。そしてまた、これにより、手形の支払が確実性が担保され、手形取引の信用が維持されることになる。したがって、不渡処分は、単に処分を行うことが目的ではなく、処分を行なうことによって不渡手形の発行を防止し、手形の信用を高めることを目的としているのである。

(2) 日本では、手形の支払いを確実にするために、以下の三つの仕組みが用意されている<sup>(6)</sup>。第一は、実体法上の仕組



みである。手形法は、支払確実性の確保を基本理念としており、この基本理念は、手形法の諸規定の上に十分に反映されている。善意取得、手形抗弁制限、遡求および保証などの規定がそうである。

第二が、訴訟法上の仕組みである。手形に関する争いを迅速に解決するため、裁判制度のなかで手形訴訟制度が設けられている。手形訴訟においては、訴訟を迅速に処理するため、証拠方法は原則として書証に限られ、その他の証拠方法は認められない。手形訴訟にあつてはまた、手形金の支払いを命じる手形判決に職権で仮執行の宣言を付すものとされる。これによって手形の正当所持人に、迅速に強制執行の基本となる債務名義を与えることを目的としているのである。

第三が、事実上の仕組みである。手形交換所規則は、手形の信用取引が簡易かつ円滑に行われるように、不渡処分制度を設けている。すなわち、手形交換所は、正当な理由がないのに手形の支払義務を履行しない不渡手形の振出人等に対して、銀行取引から一定の期間（二年）排除するという制裁を加える。不渡処分制度は、信用のできない者を手形取引から排除することを通じて、手形の支払を促進し、信用取引の秩序維持を図ることを目的としている。

手形に関する争いも、最終的には手形法および訴訟法に定められている諸制度によって解決される。しかし、手形交換所における不渡処分制度は、このような争いの発生をできるだけ未然に防ぐため、手形の利用者を選別する。取引の実績からみて手形利用のいわば不適格者とみられる者を取引界から排除し、それによって手形取引の秩序を維持・向上させようとするものである。<sup>7)</sup>その意味で、不渡処分制度は、手形取引の信用純化機能とその流通性確保機能を担保にするものといつてよい。実体法と実務上の規則が、車の両輪の役割を果たしている。

## 2 不渡処分制度の沿革

日本において約束手形、為替手形は明治九年に銀行が割引を認めることにより次第に使われるようになった。手形の普及とともに、簡易な支払呈示と決済のために、手形交換所が必要となった。日本においては、手形交換所は、明治一二年に当時経済の中心であった大阪にはじめて設立され、次いで、明治二〇年、東京に設立された。東京交換所は、大正一四年に東京手形交換所と改称され、また昭和元年には社団法人となった。その後、昭和二〇年六月に、日本銀行が手形交換業務を吸収し東京手形交換所を運営することとなったため、社団法人東京手形交換所は、同月解散した、しかし翌二一年一月からは、社団法人東京銀行協会が日本銀行から東京手形交換所の業務を引き継いで、これを運営するようになった。<sup>8)</sup>

明治二〇年に東京手形交換所が発足した際には、不渡手形発行者に対する制裁の制度は存在しなかった。しかし、当時すでに手形の不渡が発生していたため、とくに悪質なものに対する制裁制度がないと、手形の流通そのものが阻害されるおそれがあった。そこで、明治二七年一月一日に、成文の「不渡手形処分に関する規約」が初めて制定された。<sup>9)</sup>同規約によれば、資金不足による不渡手形の発行者は、無期限の取引停止処分が課される。ただし、支払銀行が信用回復の事実を認めるときは処分を解除する。

明治三二年、不渡処分規約の全面改正が行われた。従来は交換規則とは別建であった「罰則規定」、「代理交換規則」とともに、「不渡手形処分規約」も交換規則に取り入れられ、以後交換規則の処分条項となった。そのときに、取引停止処分制度が手形交換所の一つの業務として確立した。<sup>10)</sup>

翌明治三三年にも、不渡処分制度が改正された。これにより、取引停止処分の期間につき、はじめて三年の期限

が設けられた。

戦後は極端な資金不足状態から不渡手形が激増したにもかかわらず、不渡届出が手形持出銀行の裁量にまかされていたことから、交換所への不渡届出はほとんどなかった。不渡届出の不提出という状態を放置すれば、手形の信用を失うおそれが生じたため、その対策として、昭和二四年一〇月一日から「取引停止処分臨時措置要綱」が実施された。その主な特徴は、支払銀行、持出銀行の双方から届け出る双方届制度を採用した点にあった。

また、第一回目の不渡手形の発生から数えて何回目の不渡で取引停止にするかについて、それまでは厳密な回数制限がなかったが、昭和二五年九月には、回数を明確にすることとなり、二カ月間に四回不渡を出すと取引停止とすることとした。その後二六年一〇月には、二カ月間に三回となり、三二年二月には三カ月間に二回となった。三五年一〇月には、不渡回数制限を廃止し、買戻しにより撤回されなかった不渡は一回をもって取引停止とすることとした。<sup>(11)</sup>

昭和三六年から昭和四〇年にかけて、不渡手形の枚数や金額は、景気の推移に伴って多少の変化はあるものの、引き続き増加傾向にあった。このような事態にいたった原因としては、金融引締め策の影響による手形債務者の資金難に起因していることはもちろんであるが、このほか、手形知識の乏しい取引先ならびに詐欺的行為によるものも多い。とくに昭和三九、四〇年の兩年には不渡手形が多かったため、企業の倒産が各地で連鎖的に惹起されるにいたって、政治的にも大きな問題となった。

このような情勢から、当時の大蔵大臣は国会において、「悪質な不渡に対して、刑罰を科する方向で、手形法・小切手法の改正を検討したい」旨の発言を行った。大蔵省、法務省当局はこの趣旨に基づいて、手形法・小切手の改正あるいは特別立法によって悪質な不渡責任者に刑罰を科する方向で検討を行った。しかし、悪質な不渡であっ

たか否かの事実認定が困難であること、不渡が法理論としてみれば、民事上の債務不履行にすぎない、民事上の債務不履行に刑事罰を科することは立法技術上、また法体系上問題があること、融通手形の振出禁止は、手形が原因関係によって効力を左右されない性質のものであることに反すること、などから法律改正は困難となった。<sup>112)</sup>

このため、法的制裁を科するかわりに、不渡になることが予定され、または見込まれるような手形は、あらかじめ、これを振り出すことができないよう、制度的、技術的な措置を講ずることが検討された。その結果、昭和四〇年一月一九日全国銀行協会理事会において、「取引停止処分強化」と「統一手形用紙の採用」<sup>113)</sup>の二つを骨子とする信用取引純化のための対策が決定された。このうち、取引停止処分強化の政策を要約すると、次のようである。

まず、不渡責任者に対する制裁を強化する見地から、取引停止処分制度の実行をより厳格に行なうこととする。すなわち、撤回期間は、従来は交換日から数えて三日間であったのを、一日に短縮した。手形返還日の当日中に買戻しを行わない場合に不渡とする。これは、双方届制度のもとで撤回期限を短縮するものであり、手形の期日決済の励行にさらに一歩近づけようとするものであった。

次に、不渡手形を出して取引停止処分を受けた者に対して、金融取引面における制裁措置を徹底することとする。詐欺的な行為の防止や不良取引者を掃するため、金融機関は、被処分者の同一性を実質的に判断するものとする。

昭和四六年には、手形交換手続および取引停止処分制度について全面的な改正が行われた。この改正の基本方針は次のとおりであった。<sup>114)</sup>

- ① 買戻消印届、取消届などの複雑な処分猶予の手続を廃止し、手形の期日の決済励行を徹底する制度とする。
- ② 手形が期日に不渡となった場合、実際の処理にあたって特別な判断を必要としないように、手続を単純化して取扱錯誤を少なくする。
- ③ 取引停止処分の期間は、従来の三年を二年に改める。

なお、不渡処分は、実定法上の根拠に基づくものではなく、交換規則によって行なわれるものである。さらに、交換規則は、各地の銀行協会という自治団体により定められている。このような観点から、不渡処分制度の性質は、純粹な私的制裁手段の一種にすぎないと見るべきである。

### 3 不渡処分制度の目的およびその効果

#### (1) 制度の目的

現在の手形制度は、明治以降に輸入され、奨励されて定着した。決済できない手形の振出人等に対して、銀行との取引停止処分を課すという、欧米にない独特の制度を、早くも明治二七年に生み出したのである。<sup>15)</sup>

もともと、不渡処分制度は社会の利益を直接の目的として設けられたのではなく、手形取引の発展過程にあった当時の状況下で、銀行が、銀行取引の安全を守るために設けたものである。その意味では、不渡処分は銀行の自衛手段といつてよい。銀行取引から不良取引先を排除するという方法により、間接的に社会一般の信用取引の純化につながっているといえる。<sup>16)</sup>

#### (2) 不渡処分制度の効果

手形につき一定の事由に基づき不渡があると、支払銀行および持出銀行は、不渡届を手形交換所に提出しなければならぬ。手形交換所は、一回目の不渡届が提出されたときに、その振出人等の氏名、住所等を不渡報告に記載して加盟銀行へ通知しておく。その意味で、不渡報告への記載は不渡処分の第一段階といえるし、また、振出人等に対する警告の意味合いをもっている。

不渡報告に記載された者は、一回目の不渡届の対象となった手形の交換日から六カ月以内の日を交換日とする手形について、二回目の不渡届が手形交換所に提出されると、不渡処分が付される。それは、不渡処分の第二段階といえる。この不渡処分が開始されると、手形交換所加盟銀行は、規則により、不渡を出した者に対して、当座勘定取引および貸出取引を二年間行つてはならないことになる。

金融機関は不渡処分を受けた者の同一性を、実質的に判断しなければならぬ。不渡処分という制裁は、不良取引者を一掃することが目的であるから、かりに不渡処分を受けた法人が、名称または組織を変えて当座取引再開を申し込んできたとしても、実質的に処分を受けた法人と同一である限り、金融機関はその申し込みを拒否しなければならぬ。<sup>(17)</sup>

不渡処分の効果は、処分を受けた者に著しい不利益を与えるものであり、その不利益は企業にとって致命的なものである。そのため、企業は、手形の支払いに努力しようとすることになり、その結果、手形の支払期日における決済が励行されることになる。しかも、明治時代から現在に至るまで、日本の手形交換所は、不渡処分を一つの業務として運営しているから、手形取引を行う者にとって、同制度は慣行として公知の事実である。したがって、ある意味では、不渡処分制度が不渡発生の予防策となつてゐる、と理解することも可能である。

もちろん、不渡発生の原因には、経済の不況とか企業倒産とか様々な理由がある。それらの原因で不渡になるのであるから、必ずしも不渡処分制度があるから不渡が減少するということにはならない。ただ、不渡手形の発行者が継続して不渡手形を発行するのを排除することにより、手形取引の秩序を維持する機能を果たしていることは間違いないところである。不渡処分制度は信用純化対策の一翼を担う制度として捉えることができるであろう。<sup>(18)</sup>

#### 4 不渡処分者照会センター

手形交換所の加盟銀行は、新規に当座取引を開設する場合、不渡処分の有無を事前に調査した上で開設に応じる必要がある。この調査は、手形交換所から交換参加店舗に配布される不渡処分者名簿に基づいて、過去二年間分にわたりに行なうことになるので、かなりの時間と手数がかかる。そこで、東京手形交換所をはじめ主要な手形交換所は、加盟銀行の調査事務軽減の見地から照会センターを設置することとした。東京では一九六七年四月二〇日から照会センターの運営を実施している。その照会の概要は以下のとおりである。<sup>19)</sup>

まず、照会できるのは、手形交換所加盟の金融機関の交換参加店舗に限られる。次に、照会センターは、不渡処分ならびに不渡報告の対象となった法人および個人に関する情報を、金融機関に提供する。すなわち、不渡処分者は取引停止日から二年間、不渡報告記載者は不渡報告の対象となった不渡手形の交換呈示日から六カ月間、それぞれ照会センターの対象情報とされ、金融機関に提供される。

さらに、照会の方法として、次の二つがある。一つは、文書の方式である。すなわち、不渡処分者調査依頼書に取引申込者の住所、氏名、職業等の事項を不渡届の記入方法に準じて記入し、できるだけ金融機関ごとにとりまとめたうえ、手形交換所に設置してある受付箱に投入する。照会センターは、調査依頼書に基づきカードファイルを検索してその結果を調査回答書に記載し、翌営業日の一般文書交換により返送する。

もう一つは、電話の方式である。照会センターは電話照会受理票に照会事項を記録し、その結果を後日電話で金融機関に回答するほか、電話照会回答再報告書を翌営業日の一般文書交換により金融機関に送付する。<sup>20)</sup>

注

- (5) 柴崎純之介Ⅱ井上俊雄『銀行実務綜合講座(6)―手形交換』一五六頁(金融財政事情研究会、一九八〇年)。
- (6) 浜田道代『商法(新版)』二八三頁～二八八頁(岩波書店、二〇〇一年)。
- (7) 服部栄三Ⅱ彦坂信次郎編『新銀行実務法律講座(第5卷)―手形交換』一五四頁(銀行研修社、一九七二年)。
- (8) 柴崎Ⅱ井上・前掲注(5)一五六頁、北沢・前掲注(2)二二七頁。
- (9) 柴崎純之介「取引停止処分制度の変遷と現状」『金融法務事情』第九八〇号(一九八二年)八九頁。
- (10) 柴崎・前掲注(9)九〇頁。
- (11) 柴崎Ⅱ井上・前掲注(5)一六二頁。
- (12) 国領芳文編集『統一手形用紙制度の解説』一九頁(金融財政事情研究会、一九六五年)、柴崎Ⅱ井上・前掲注(5)一六三頁。
- (13) 手形用紙については、これまでは強制的な意味での規制はなかった。したがって、手形用紙を作製する場合は、手形法上の要件さえみたすものであれば、市販の用紙であっても、あるいは自ら作製した用紙であってもよく、また一般的には、このよ  
うな市販、自ら作製した手形用紙が使用されてきた。ところが、この改正によって、まず全国銀行協会が手形用紙を統一し、  
かつ取引先には交換所が作製した用紙を交付、使用させるとともに、規格に合った用紙を使用しない手形は、交換持出が不適  
格の手形として、その交換呈示が禁止されることとなった。以上につき、国領・前掲注(12)二六頁を参照。
- (14) 柴崎Ⅱ井上・前掲注(5)一六七頁。
- (15) 柴崎・前掲注(9)九七頁。
- (16) 吉原省三(コメント)高窪利一Ⅱ前田庸Ⅱ吉原省三Ⅱ柴崎純之介等「座談会」手形交換制度の再検討――その現状と問題  
点(第6回)』『金融法務事情』第九八六号(一九八二年)四四、四五頁。
- (17) 佐藤良夫輔『手形交換』二二五頁(有斐閣、一九五九年)、竹内昭夫「不渡手形」鈴木竹雄Ⅱ大隅健一郎編『手形・小切手



法講座第5巻「二六頁(有斐閣、一九六五年)。

(18) 柴崎・前掲注(9)九七頁。

(19) 柴崎Ⅱ井上・前掲注(5)一五一頁。

(20) 柴崎Ⅱ井上・前掲注(5)一五一頁。

### 三 台湾の不渡処分制度

#### 1 不渡処分制度の沿革

一八九五年から一九四五年までの日本統治時代に、台湾では既に手形制度が存在していた<sup>(21)</sup>。台湾ではじめて設立された手形交換所は、日本統治時代である一九一三年設立の台北手形交換所といわれている。その時期には、手形交換所設立の気運が高まり、台北に続いて台南、高雄、台中および基隆など、台湾の主要都市に順次成立された<sup>(22)</sup>。当時、台湾銀行が手形交換所の設置および運営を主管していた。

台湾の手形交換所の発足に際しては、全国銀行同業公会が不渡手形発行者に対する処分方法を定めた。当時、全国銀行同業公会は、「資金不足などにより不渡手形を生じるとき、手形交換所はこれを不渡報告書に記入する。また、小切手の当座預金者が著しく信用不良者であるとき、手形交換所は、交換加盟銀行がこの者と当座勘定取引および貸出取引を行なうことを禁止する」との規約を実施した<sup>(24)</sup>。これが、台湾の不渡処分制度の始まりであった。

なお、この不渡処分制度は、実定法の根拠に基づくものではなくて、銀行同業公会という私的団体の定める規約によって行なわれるものであった点において、一種の私的制裁とみるべきである。

一九四九年、中華民国政府および国民党は、中国の大陸から台湾に撤退した。台湾には戦前既に台湾銀行を頂点とする整備された金融機構が存在していた。戦後これらはすべて国民政府に接収され、中国銀行法に基づき改組された。国民政府の台北遷都に伴い、それまで大陸にあった政府系金融機関も台湾へ移転し、相次いで復業した。<sup>25</sup>

一九五三年二月一九日、財政部は「台湾省各県市手形交換所規約」を公布した。同規約の第三五条は、「預金不足が原因で一年以内に三回の不渡手形を出した者が生じる場合、手形交換所は、加盟銀行がこの当座預金者および責任者と二年間当座勘定取引および貸出取引を行うことを禁止する」と明確に規定した。この手形交換所規約は一種の行政法規であり、法的には公的な性格をもつものである。したがって、従来の私的な不渡処分制度による規制から公的な行政法規による規制へと性質を変えたといえよう。

一九六一年七月一日、中央銀行は「中央銀行復業方案」により復業した。それ以来、中央銀行は、中央銀行法第二八条および復業方案第五条により、台湾銀行から手形交換所の業務と施設の移譲を受けて、それを管理している。<sup>26</sup>

一九六五年、中央銀行は、それまで施行していた「台湾省各県市手形交換所規約」を「台湾地区各県市手形交換所規約」に改名した。不渡処分については、基本的に従来の第三五条の規定の関連部分がそのまま残された。もっとも、銀行取引停止の期間は、それまでの二年間から四年間へ延長された。さらに、一九八〇年一月二月には、中央銀行が「中央銀行票據交換業務管理辦法」を公布し、「台湾地区各県市手形交換所規約」は同管理辦法に組み入れられることになった。<sup>27</sup>

一九八二年一月には、不渡処分制度について、抜本的な改正が行なわれた。不渡処分強化策は、次の六点到わ

たっていた。

第一に、資金不足による不渡小切手を一年間に二回出した者がいる場合、手形交換所は、この者に対して警告を発しなければならぬ。ただし、不渡発行者が警告を受けてから一年間に再び資金不足による不渡を出さなければ、その警告記録は撤回される(第三九条)。

第二に、小切手当座預金者が次の各号の一に該当するときは、手形交換所は、直ちにその支払義務者に対し、三年間の取引停止処分をなすものとする。①撤回<sup>28)</sup>されなかつた預金不足の不渡記録を一年以内に三回有することとなつたとき。②手形犯罪を認める判決が確定したとき(第四〇条一項)。

撤回されなかつた預金不足の不渡記録を一年以内に三回以上有することとなつた者が、再び不渡を出したときは、取引停止処分の期間を六年とした(同条二項)。

二回の不渡処分を課された者、または不渡処分期間満了後に再び不渡を出し、かつ撤回されなかつた預金不足の不渡記録を一年以内に三回有することとなつた者は、永久に取引停止処分を受けるものとした(同条三項)。

第三に、小切手当座預金者が印鑑相違のため不渡になり、かつ撤回されなかつた不渡記録を一年間に三回有することとなつたときには、手形交換所は、不渡処分に附された旨の通知を加盟銀行に発しなければならぬ。加盟銀行は、その者と当座取引を解約しなければならず、かつ三年間貸出を禁止される(第四一条一項)。

前項の不渡処分者が、取引停止処分期間の終了前に、印鑑相違のため不渡になつた全ての不渡小切手の買戻しを行なつた場合には、手形交換所は、取引停止処分を解除しなければならぬ(同条二項)。

印鑑相違の不渡事由と預金不足の不渡事由とが重複する場合、預金不足の不渡事由が優先適用される(同条三項)。

第四に、小切手当座預金者が次の各号の一に該当するときは、手形交換所は、その者に対し取引停止処分をすることができる（第四〇条）。

① 手形の裏書人にして償還義務を履行しなかつた者

② 銀行取引に関し信用を毀損する行為をした者

第五に、毎週の金曜日に、手形交換所は不渡処分者に関わる資料を明記して各交換所において公告しなければならない、かつ、それらの資料を中央銀行が指定した新聞（中央日報）に公表しなければならない（第四三条一項）。

① 不渡処分者が個人であるときは、その名前、身分証明書番号および住所

② 不渡処分者が会社であるときは、その会社名、会社統一登記番号および責任者の名前、住所

③ 法人格を有しない商店または団体であるときは、その商店名または団体名、責任者の名前および住所

不渡処分日は、前項による公告を發した日とする。加盟銀行は不渡処分を受けた者に対し、その公告日から当座勘定取引および貸出取引を許可してはならない。

第六に、第四〇条一項、二項および第四一條一項により不渡処分を受けた者の処分期間が終了した場合には、手形交換所は、不渡処分を解除しなければならない（第四四條一項）。

前項の不渡処分者が会社または組織であり、かつ、次の各号一に該当するときは、手形交換所の承認を得て、第四〇条および第四一條の期間にかかわらず、取引停止処分を一時的に解除することができる。この解除申請には、不渡処分を受けた者の陳述書および申請銀行の意見書を添付しなければならない（同条二項）。

① 会社法に基づいて組織変更、または会社増資もしくは定款変更および代表者を変更し、しかも、申請銀行が不渡処分者の財務状況が正常状態になったと認める場合

② 法院（裁判所）の裁定に基づく会社再建の場合

手形交換業務管理弁法は、一九八二年に全面改正され、爾後若干の修正を経たが、不渡処分制度の基本線はほとんど変わっていない。

## 2 不渡小切手の多発の原因

上述のように、一九五三年段階で、台湾には既に不渡処分制度が存在していた。台湾手形交換業務管理弁法も、日本のような取引停止処分制度の運営を、手形交換所の主要業務として定めている。

しかし、台湾では、実際には不渡停止処分制度は十分に機能してこなかった。不渡処分が、不渡手形を排除し、手形取引の信用を維持するという効果をほとんど發揮しないままに、不渡小切手が、一九五〇年代以降急増し、一九五九年にピークに達した。

台湾の不渡処分制度は、内容としては、日本の不渡処分制度と同じである。それにもかかわらず、なぜ不渡小切手が多発したか。その原因としては、次の三つが挙げられている。

第一に、一九五〇年代に、台湾は農業社会から工商社会への転換が大きく進展し、それに伴って企業間の取引が増加した。この取引の支払手段として、手形・小切手が広く利用され、とりわけ小切手の普及が始まった<sup>25)</sup>。このことから、台湾の小切手使用の歴史は長くないことがわかる。加えて、一九五〇年代中期には、手形・小切手の法知識は、国民全般にそれほど普及していなかった。たとえば、為替手形、約束手形および小切手の経済機能がどのように異なっているか、商慣習上どのような資金的効果をもっているか、またもし不渡になれば、どのような制裁

を招くかなどの知識を欠く者が少なくなかった。以上の理由から、手形知識の乏しい人による小切手の乱発がかなり多かった。<sup>330</sup>

第二に、台湾経済社会では、自力で起業した中小企業の占める割合が圧倒的に多い。戦前の農業社会では、社会関係が単純であり、人間の交際においては相互に信義を重んじた。ところが、工商業社会への転換によって社会関係は複雑になった。競争が日ごとに激しくなる中小企業間では、利益を追い求めるために関連金融規制に違反したり、実力以上に小切手を乱発したり、取引先を騙したりするケースが少なくない。そうした厳しい環境におかれた一部の国民の間で、モラルや信用が低下してしまった。小切手取引に際して、義務の不履行などに対して恥とも思わないという現象が現れ、結局、悪質者により振り出した小切手が急増するようになってしまった。<sup>331</sup>

また、不渡が取引の安全性を害することについて、一般民衆の罪の意識は極めて希薄であった。そのため、不渡を出すことは道義心に反するものではないと考える人が多く、不渡が横行するという現象に取り立てて意を払わない風潮が蔓延していた。それゆえ、実際上においては、不渡に対して社会制裁を行う客観的環境は、全く形成されていなかったといつてよい。こうした現象が不渡小切手多発傾向を助長させていることは否めない事実であった。<sup>332</sup>

第三に、不渡処分を受けた者の同一性が問題になる。この不渡処分の制裁は、信用不良者を徹底的に排除することが目的である。被処分者の同一性については、信用不良者を排除するため、実質的に判断することが重要である。たとえば、日本では前述のように、被処分者の同一性は実質的に判断すべく、被処分者が形式的には別の法人の代表者になって取引の再開を金融機関に申し込んだ場合でも、法人の実体が同じ場合にはこれにも取引停止処分の効果が及ぶものとして扱い、その申し込みを拒否すべきものとされている。

しかし、台湾では、個人姓名の改名が簡単にできる。本人が戸籍管理部門に改名を申請すれば、名前を簡単に変

えられる<sup>53)</sup>。そのため、この点を悪用して、A会社の社長甲として不渡を出すと、次にB会社の社長乙としてまた不渡を出し、そのあとすぐにC会社の社長丙となり、これまた不渡を出すと、次々と名前を変えていく者が存在した。このようにして、不渡処分を受けた者が、改名して取引の再開を申し込んでくるならば、銀行は被処分者の同一性を判断し難く、その申し込みを差し控えることは不可能である。信用不良者を排除せんとする不渡処分の本質からすれば、被処分者の同一性を実質的に判断することができない点は致命的であり、台湾の不渡処分制度は実質的には形骸化してござるをえなかつた。

### 3 手形法の刑罰重視とそれにより浮上した問題

前述のように、手形取引の正常化を目指して創設された不渡処分制度は、大きな効果を期待できず、逆に悪質小切手が横行するようになってしまった。そのような状態下で、一九六〇年三月三〇日、「手形法」の一部改正案が立法院で可決され、不渡小切手につき自由刑の刑罰が導入された。次いで一九七三年、一九七七年の改正により、不渡小切手への刑事罰は一段と強化された。それは、中国の伝統的な刑法理論である峻烈な法律、過酷な刑罰の意識に影響されているものと思われる。

以下では、これらの手形法改正案および手形法刑罰規定の問題点を検討するが、それに先立ち、まず、なぜ小切手のみが利用されるのか、その原因を究明する。次に、先日付小切手の問題点を取り上げて検討する。続いて手形法の自由刑の導入について概観する。その後、手形法の刑罰規定の問題点を取り扱う。

## (1) 小切手のみが利用される原因

台湾の手形法には、約束手形、為替手形と小切手の三種が規定されている(第一条)。ところが、台湾では、商取引の決済手段としては、為替手形、約束手形がほとんど利用されず、専ら小切手が利用されている。したがって、為替手形や約束手形により不渡が発生するのはまれであり、小切手の不渡の発生がはるかに多い。

約束手形・為替手形も、小切手も、同じく信用通貨として、現金に代わる支払手段として使用されているのに、なぜ台湾では小切手の利用が圧倒的に多いのであろうか。その原因を検討してみよう。

①小切手を振り出すとする人は、まず、銀行と小切手契約を結ぶことが必要となる。すなわち、一定の信用と資金を有する者は、銀行等の金融機関で当座勘定を開設し、一定の現金を預け入れてから、小切手帳を受け取る。ところが、約束手形・為替手形では、振出当初からの現金預け入れの制約がまったくない。また、小切手では、支払人が限定されているが、約束手形・為替手形では、単に支払場所を指定するに過ぎない。手形用紙の入手に際しても、小切手用紙の入手の場合と違って、この用紙を買う資金さえあれば、その人の信用力に関係なくだれでも自由に入手できる。しかも振出の枚数、金額については、振出人に対してなんらの制約も設けられていない。小切手を振り出す場合、最初からある程度制約があるから、小切手の方が信用度が高いといわれる。<sup>34)</sup>それゆえに、企業は小切手をよく利用するようになった。

一九五〇年代、台湾の工商業社会の信用度はそれほど高くなかった。しかも中小企業の組織も健全でなかった。中小企業から振出される為替手形・約束手形は、信用が不明で受け取ってもらえず、普及することはなかった。<sup>35)</sup>

②約束手形や為替手形には、所定の印紙を必ず貼付しなければならない。約束手形や為替手形の印紙代は額面金額の〇・〇一%である。これに対し小切手の場合、振出の金額に関わりなく、銀行より小切手帳を受け取る際に、



印紙税を払うことになっている。小切手帳には二五枚、五〇枚、一〇〇枚の三種あるが、印紙代は一冊につき一律三元である。<sup>36)</sup>したがって、印紙代の節約または費用の削減という経済の面からも、小切手が多く利用された。

③そもそも、手形法第一三六条は当初から、不渡小切手の振出人に対して罰金の財産刑を明確に規定していた。すなわち、同条は、「預金がないことを知りまたは支払人が立替をまだ承認しないときに小切手を振り出した者は罰金に科せられる。但し、罰金額は、小切手の金額を超過することができない(一項)。振出の時に、故意に預金残高を超えて小切手を振り出したとき、または支払人が承認した立替金額を超過して小切手を振り出したときは、振出人は罰金に科せられる。但し、罰金額は、小切手の金額を超過することができない(二項)」と定めていた。

振出の時に支払う資金がないとき、または不十分なときに小切手を振り出せば、振出人は罰金に処せられるのに対し、約束手形、為替手形の振出人に対しては、何の制裁も科されない。これが、小切手が広く使われた最大の理由であったといえよう。<sup>37)</sup>

(2) 先日付小切手の問題

台湾の学説では、手形・小切手の経済的機能の異同に着目して、信用証券と支払証券とに分ける方法が、現在も一般的にとられている。すなわち、約束手形・為替手形は信用証券であり、小切手は支払証券である。<sup>38)</sup>先ほど述べたように、商取引代金を支払うために、小切手を振り出し交付するのが、台湾の一般的な支払慣行であった。それゆえ、小切手制度が大いに発達した。一方、約束手形・為替手形が普及しなかったため、小切手は、支払の手段に限られず、信用の手段ないし送金の手段としても用いられている。<sup>39)</sup>

諸外国では、信用取引、債権取立、送金等の手段として大きな役割を果たすのは、約束手形や為替手形である。

しかし、台湾では、小切手は単純なる支払証券としての役割に限らず、約束手形・為替手形に代わる信用証券としての役割をも果たしている。振出人は将来の日を小切手の振出日とし、この方法により現在の支払証券を将来の支払証券に変える。先日付小切手は、小切手として完全に有効であり、法律がそれを禁じているわけではない。そのため、台湾の商業社会では、取引決済手段として利用されているのは、先日付小切手が主流を占めている。

しかし、先日付小切手の多用が、逆に不渡小切手の多発をもたらした。先日付小切手が交付される場合には、振出人と受取人との間で、振出日付前には小切手を呈示しない旨の約定をすることが多い。しかし小切手は一覽払証券であるから、現実には振出を受けた日以後、小切手所持人はいつでも支払呈示をなすうる。したがって、受取人が約定に違反して振出日前に呈示したときは、小切手は預金無し、または預金不足のために、不渡となりがちとなる。<sup>40)</sup>

### (3) 手形法の自由刑の導入と一連の改正

台湾では、一九五〇年代以降、経済が発展する一方、不渡小切手の多発が重大な社会問題となった。不渡小切手は、取引の安全性を害し、関係者を不安に導く。とりわけ、小切手詐欺事件も目立ったところから、社会不安定の引き金となることがおそれられた。そこで、一九六〇年以降、台湾は多発する不渡小切手や小切手詐欺犯罪防止のため、数度にわたる手形法の改正に乗り出した。

一九六〇年以降に行なわれた、不渡小切手の振出人に対する刑事責任についての、台湾手形法の主な改正は、以下にみるように三回行なわれている。

①一九六〇年三月三〇日、手形法の改正案が総統令によって公布され、同日施行された。ここでは、それ以前の手

形法における第一三六条の「財産罰規定」が第一四一条の一年以下の自由刑（懲役、拘留）に改められ、さらに、新たに設けられた第一四二条に「刑法の連続犯の規定は適用されない」旨の規定が盛り込まれた。

(a)改正の基本内容は、つぎのとおりであった。

第一四一条…「預金がないことを承知で小切手を振り出した者または支払人が立替えをまだ承認しないときに小切手を振り出した者は、一年以下の懲役もしくは拘留に処し、または当該小切手の額面金額以下の罰金に、単独でもしくは懲役、拘留とともに処する」(二項)。

「振出に際して、故意に預金残高を超えて小切手を振り出した者または支払人が承認した立替金額を超過して小切手を振り出した者は、一年以下の懲役もしくは拘留に処し、または当該小切手の額面金額以下の罰金に、単独でもしくは懲役、拘留とともに処する」(二項)。

「振出人が第一三〇条に定める呈示期限内に、故意に当座預金の全部または一部を移動し、それにより所持人が支払の呈示をして拒絶されたときは、前二項の規定を準用する」(三項)。

第一四二条…「前条による処罰の条件については、手形不渡事件に刑法第五六条の規定を適用しない」。

(b)改正の理由としては、一九五九年の行政院の手形法改正草案の説明によれば、次のようなものが挙げられている。

台湾では、小切手の利用が為替手形・約束手形と比べてはるかに多い。最近の不渡の発生状況をみると、不渡小切手の問題は非常に深刻である。一九五八年中の不渡小切手の割合は、年間を通じて高水準を保っていた(表1参照)。

この数年、手形不渡事件の発生はほとんど不渡小切手に関するものであり、しかもこれが毎年大幅に増加するようになった。手形不渡事件の割合は、一九五二年の四・二%から一九五五年の二三・八%に急増し、一九五七年の三九・四%になった。手形不渡事件は、一九五五年以降、それまで刑事案件総数の首位を占めていた窃盗罪を凌駕し

ている。

このことは、手形取引の安全を害するのみならず、社会各方面へ影響を及ぼし、深刻な社会問題を引き起こしている。しかし、手形法によれば、不渡小切手を振り出す場合、不渡発行者に対して小切手金額の以下の罰金が科せられることになるのである。刑事処罰が軽すぎるため、これは手形不渡事件の増加傾向を弱める効果を有せず、不渡小切手の多発を防止する役割が期待できない。信用取引の秩序と安全を維持するために、手形犯罪に厳しく対応し、罰金額を増加するなどの措置を実施することが要請されることとなった。このため、不渡小切手の振出人に対し自由刑を科しうるように、手形法の改正を行うことが必要であるとされた<sup>(4)</sup>。

(c)改正にあたっての基本方針は次のとおりである。

(ア)現行手形法においては、不渡小切手の振出人に対する制裁としては、小切手金額の限度内で罰金が科せられる。罰金という刑事処罰では軽すぎるので、これを改めて一年以下の有期懲役と規定する。

(イ)かりに振出人が幾つかの手形法の規定に違反する行為を犯したのに、一つの罪責しか問われないとすれば、それは、逆に不渡小切手の氾濫を招来する重要な原因となる。したがって、手形案件には刑法第五六条の規定を適用しないこととする。

②一九七三年五月二八日、第二回の手形法の改正案が総統令によって公布され、同日施行された。まず、第一四一条一項ないし三項の刑罰が重くなり、従来懲役一年を上限としていたのが二年に改められた。次に、同条第四項が新設され、前三項の罪を犯した者が、口頭弁論終結前に小切手の金額の一部または全部を決済したときは、その刑を減輕しまたは免除することができる、という規定が設けられた。

(a) 改正条文は、以下のとおりである

第一四一条…「預金不足のとき、または支払人が立替えをまだ承認しないときに小切手を振り出した場合において、所持人の支払呈示に対し支払拒絶がなされたとき、同人を二年以下の懲役もしくは拘留に処し、または当該小切手の額面金額以下の罰金に、単独でもしくは懲役、拘留とともに処する」(二項)。

「振出の時に、故意に預金残高を超えて小切手を振り出したとき、または支払人が承認した立替金額を超過して小切手を振り出した者は、所持人の支払呈示に対し支払拒絶がなされたとき、同人を二年以下の懲役もしくは拘留に処し、または当該小切手の額面金額以下の罰金に、単独でもしくは懲役、拘留とともに処する」(二項)。

「振出人が第一三〇条に定める呈示期限内に、故意に当座預金の全部または一部を移動し、それにより所持人が支払の呈示をして拒絶されたときは、前二項の規定を準用する」(三項)。

「前三項の罪を犯した者が、口頭弁論終結前に小切手の金額の一部または全部を決済するときは、その刑を減輕しまたは免除することができる」(四項)

(b) 改正理由は、以下のとおりである。

台湾手形法は、一九六〇年の改正以来一〇年あまりが経過した。この間、商品経済と商工貿易がますます発達するにつれ、手形の流通もますます盛んになった。この変化の下、従来の手形法の規定が社会経済の需要に適應していないことが明らかとなった。そのため、手形法の再改正が必要となった。

たとえば、台湾手形法第一四一条によれば、預金がないことを承知で小切手を振り出したことが、犯罪の構成要件とされている。したがって、振出人が、先日付小切手を一度振り出しただけで、手形犯罪を構成する。先日付小切手の所持人が、振出日付前にこれを支払呈示すれば、当該小切手は不渡となり、振出人が刑事処罰を受けること

になる。以上の規定に従えば、振出人が、将来支払う意図で、または金融融資の目的で先日付小切手を振り出せば、刑事処罰に処せられることになる。しかしそれは、刑事処罰が社会に危害を加えた悪性者を懲罰目標とするという原則に反するといふべきである。<sup>42</sup>

(c) 改正の基本方針

(ア) 呈示された小切手が預金不足のため支払銀行に拒絶された場合、振出人は刑事処罰を受ける。刑事処罰の刑の上限を一年以下の懲役から懲役二年以下に改める。

(イ) 不渡後における決済を励行する観点から、振出人が判決確定前に小切手の金額の一部または全部を決済したときは、その刑を減輕しまたは免除することができるようにする。

(ウ) 受取人が約定に違反して振出日付前に呈示した場合には、振出人に無理な資金調達を強いることになり、さらに、振出人が刑事処罰を受ける可能性が大きくなる。そのため、従来の手形法第一二八条二項の規定を次のように改めた。すなわち、振出人が小切手に記載した振出日前に、所持人が支払のために小切手を呈示するときは、振出人はその呈示された日に支払わなければならないが、所持人は、振出人が小切手に記載した振出日前には、支払のために小切手を呈示することができない。

③ 一九七七年七月二二日、第三回の手形法の改正案が総統令によって公布され、同日施行された。これは、第一四一条一項から三項までの刑罰をさらに重課し、従来の懲役の上限を二年から三年に改めるものであった。

(a) 改正理由は、以下のとおりである。

近年、手形法に違反する案件は日ごとに増加してきた。全国で一九七六年に発生した刑事事件の総数は一四五、

手形取引における信用純化と不渡処分との関係 (一) (李)

〔表1〕 台湾地区小切手の交換高・不渡実数及び交換高に対する  
不渡小切手実数の比率 (併せて表5 グラフ1、2 参照) (比率は四捨五入)

年	預金不足不渡小切手実数		台湾省手形交換高		対交換高比率	
	枚数(枚)	金額 (台幣千元)	枚数 (枚)	金額 (台幣千元)	枚 数	金 額
1958	10,095,240	62,601,217	95,812	418,455	0.95	0.67
1959	11,007,683	80,663,775	82,439	352,539	0.75	0.44
1960	12,157,020	104,270,874	100,666	544,141	0.83	0.52
1961	13,302,444	123,395,530	102,159	549,690	0.77	0.45
1962	14,526,046	147,738,121	117,261	629,941	0.81	0.43
1963	14,033,557	172,575,272	117,964	696,415	0.84	0.40
1964	14,475,785	235,495,687	71,824	418,750	0.50	0.18
1965	15,607,947	253,780,026	81,879	661,191	0.52	0.26
1966	17,053,302	284,748,144	95,246	796,241	0.56	0.28
1967	19,019,522	363,495,310	86,774	796,583	0.46	0.22
1968	21,995,096	465,055,643	93,865	939,729	0.43	0.20
1969	23,852,492	554,233,257	141,412	1,681,691	0.59	0.30
1970	25,613,562	682,588,589	146,945	1,863,977	0.57	0.27
1971	27,499,812	885,079,373	141,201	2,093,842	0.51	0.24
1972	28,520,233	927,725,058	155,732	2,953,669	0.55	0.32
1973	34,734,953	1,555,610,628	117,941	2,817,526	0.34	0.18
1974	36,235,614	1,977,589,792	161,833	6,192,270	0.45	0.31
1975	42,017,357	2,360,051,730	326,227	12,405,236	0.78	0.53
1976	48,708,964	2,843,982,691	433,720	20,241,866	0.89	0.71
1977 (1-3月)	12,328,551	750,495,352	90,547	4,162,118	0.73	0.55

(注) 戴立寧「空頭支票処刑之問題」台湾「法聲」第一四号四三頁をもとに、  
中央銀行業務局・一九七七年五月二四日手形交換統計票により作成。

〇〇〇件となり、そのうち、手形不渡事件が一〇〇、〇〇〇件以上で、総件数の六九・二五%を占めている。これまでの手形法の改正により刑事処罰の上限が一年から二年に加重されたにもかかわらず、刑事処罰の程度が軽いため、手形不渡事件は依然として多発した。立法院司法、財政聯席委員会では検討の結果、不渡小切手の振出人の処罰をさらに重課する<sup>143</sup>ことを決定した。

〔表2〕台湾地方法院第一審手形案件の統計

(比率は四捨五入)

年	刑事事件総数	手形案件件数	対総数比率 (%)
79,593	36,509	45.29	1972年
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
1982年	190,882	132,069	69.19
1983年	224,093	160,436	71.59
1984年	227,666	160,079	70.31
1985年	249,357	176,962	70.97

(注) 1992年(司法院)司法統計年報による。

## (b) 改正の基本方針

不渡小切手の振出人に対する刑事処罰をさらに重課し、刑事処罰の刑の上限を懲役二年以下から懲役三年以下に改める。

## (4) 手形法刑罰規定の問題点

上述のように、一九六〇年、台湾手形法は不渡小切手の振出人を一年以下の懲役に処することを定めていた。その後の一九七三年および一九七七年の法改正ごとに、刑罰が厳しくなり、刑の上限は三年以下の懲役にまで引き上げられた。中国の伝統的な刑罰主義は、社会の秩序を維持・実現するために、厳しく重く処罰することを強調する。台湾手形法の一連の改正は、まさに上述の中国伝統の重罰主義を反映しているといえる。

しかし、刑罰威嚇による不渡小切手の防止を強調する台湾手形法は、一九六〇年初めに刑事処罰を導入してから二五年にわたる運用を経た結果、不渡小切手を抑制する効果あまり表れないことが判明した。まず、一九八〇年代以降、手形不渡事件は猛スピードで上昇した。一九八一―一九八五年に判決対となった手形不渡事件は、表2のとおりとなっているが、これをみてわかるように、手形不渡事件の総件数は、一九八二年の一三・二万件で、一九七二年比一・六倍となり、しかも年々増加の傾向にあった。



〔表3〕小切手不渡の原因別件数(下記グラフ参照) (比率は四捨五入)

原因別件数	枚数(枚)	構成比(%)
資金繰り困難	5,884	70.6
振出時点において今後決済の可否不明	1,251	15.0
関連企業倒産の波及	942	11.3
経済不況の影響	29	0.3
不注意で日付前に入金せず	27	0.3
その他	207	2.5
計	8,340	100.0

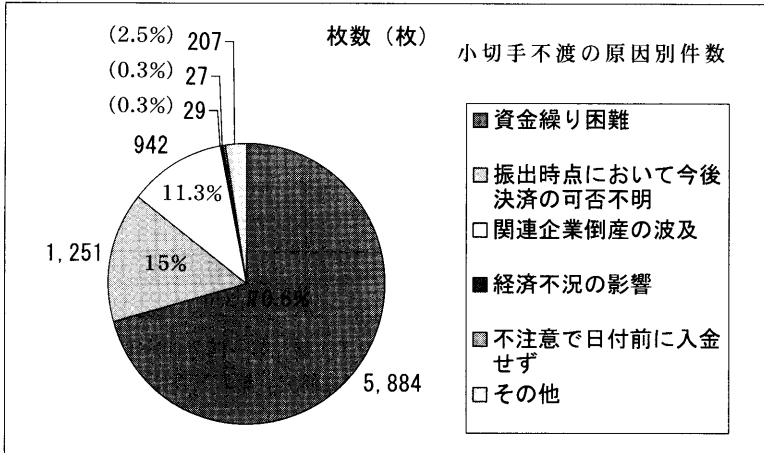
(注) 戴立寧「空頭支票処刑之問題」台湾「法聲」第一四号四一頁をもとに、台湾司法行政部研究報告：「違反票據法問題之研究」第六三頁による。

手形不渡事件の刑事案件全体に占める割合は、一九七二年の四五%から一九八二年の六九%まで上昇した。

一方、一九七七年に行なわれた台湾の司法行政部の抜き取り調査(表3)によれば、不渡小切手の振出人が、将来確実に不渡の発生することを予見しながら、悪意をもって小切手を振り出したような悪質な犯罪事件は、ごく一部分にすぎない(二・五%)。不渡小切手振出人の多くは、不渡の結果を認識して振り出した、という要素を欠いている。原因別件数の構成比をみれば、「資金繰り困難」(七〇・六%)が最も高いウエイトを示し、次いで「振出の時点において決済の可否不明」(一五・〇%)、「関連企業倒産の波及」(一一・三%)の順となった。

ここでいう「資金繰り困難」とは、一般的には次のようなことをいう。すなわち、先日付小切手を振り出す時点において、振出人は支払う意思があり、かつ第三者からみても、振出人が期日通り支払える条件を満たしたにもかかわらず、その後、売上不振、売上金回収困難あるいは放漫経営等の原因より資金ショートを起こして不渡となったことを指す。

また、ここでいう「振出の時点において決済の可否不明」とは、次のようなことを意味する。すなわち、振出人が先日付小切手を振り出す際に、当該小切手は、期日に支払いに応じられるか否かについて、不明であると



いうことを指す。

以上の二つの場合においては、不渡小切手の振出人は、将来不渡が発生することを認識しないままその小切手を振り出しているため、主観的には故意はなく、過失しか存在しないと考えられる。

さらに、手形案件の急増に伴い、女性の受刑者が、年々増加する傾向が顕著になった(表4)。この要因としては、「人頭小切手」が多く利用されたからであるといわれている<sup>145)</sup>。

ここにいう「人頭小切手」とは、他人の名義を用いて預金口座を開設し小切手帳を受領して振り出される小切手をいう。したがって、この場合には、実際の当該小切手帳利用者と小切手上に記載されている振出人が別人となる。「人頭小切手」を切るのは、次の二つの場合であると考えられる。一つは、不渡処分者が、小切手取引停止期間中に、妻または女性従業員の名義で預金口座を開設してもらって、その小切手帳や印鑑を預かって利用する場合である。もう一つは、企業経営者が手形法上の刑事責任を逃れるため、妻または女性従業員の名義で預金口座を開設してもらって、その小切手帳や印鑑を預かって利用する場合である。

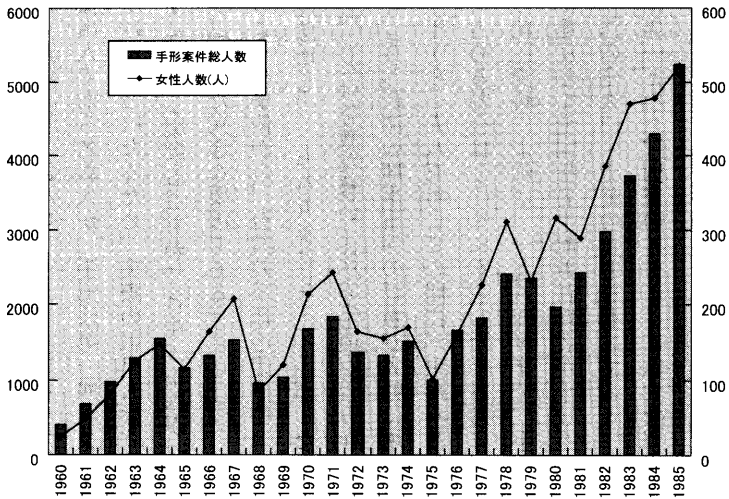
このような場合、実際の振出人が名義人の同意を得た上で、小切手

手形取引における信用純化と不渡処分との関係 (一) (李)

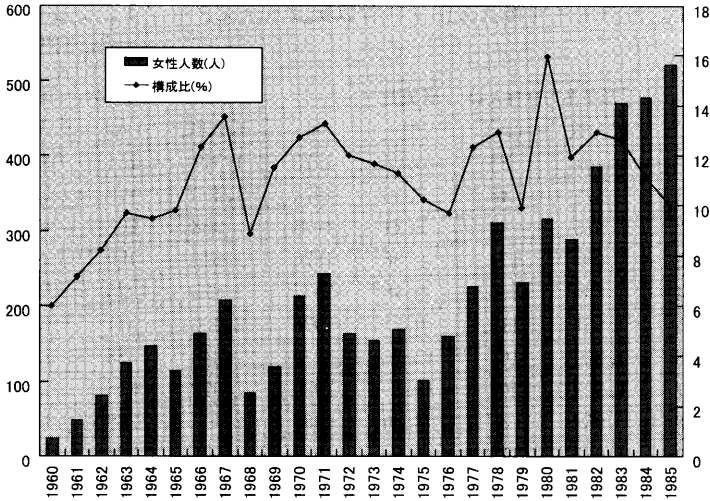
〔表4〕 台湾地区刑務所女性受刑者数統計 (下記グラフ1、2参照)  
(比率は四捨五入)

年	手形案件 総人数	女性人数 (人)	構成比 (%)	年	手形案件 総人数	女性人数 (人)	構成比 (%)
1960	401	24	5.98	1973	1,317	154	11.7
1961	671	48	7.15	1974	1,496	169	11.3
1962	975	80	8.21	1975	988	101	10.2
1963	1,283	124	9.66	1976	1,644	159	9.67
1964	1,539	146	9.48	1977	1,823	225	12.3
1965	1,151	113	9.81	1978	2,400	311	13.0
1966	1,329	164	12.3	1979	2,348	323	13.8
1967	1,529	207	13.5	1980	1,972	315	15.9
1968	959	85	8.86	1981	2,413	288	11.9
1969	1,033	119	11.5	1982	2,978	386	12.9
1970	1,677	213	12.7	1983	3,729	470	12.6
1971	1,830	243	13.3	1984	4,286	477	11.1
1972	1,357	163	12.0	1985	5,234	521	9.95

(注) 台湾法務部統計処提供



グラフ1



グラフ 2

を振り出すのであるから、有価証券偽造の問題を生じない。また、たとえ「人頭小切手」が不渡になっても、小切手上の振出人である名義人が、手形法第一四一条による刑事罰を受けることになるため、実際の振出人は、法の裁きも受けずに経営を続けることができる。これが、「人頭小切手」が氾濫した大きな要因である。

以上のような事情から、台湾の手形不渡事件は、一九八〇年以降急増し、一九八五年にピークに達した(表1参照)。このことは急激な勢いで社会生活の各方面へ影響を及ぼした。まず、台湾の刑事事件の総数が大幅に増加した。

一九八三年から一九八五年までの間に、手形不渡事件が刑事事件に占める割合は七〇%にも達した。さらに、台湾警察機関の統計資料によれば、一九八四年まで、手形法第一四一条に違反して全国指名手配された者が十数万人にのぼった。<sup>46)</sup>台湾の全人口・土地の比率を基にすると、台湾の犯罪率は世界一となり、国家のイメージに重大な損害を与えた。

次に、不渡小切手の振出人の多くは、不渡の結果を認識

または予見しなかったにもかかわらず、刑事罰を受けている。刑法の理論からみれば、犯罪が成立するためには、行為が構成要件に該当し、違法であるほか、行為者に責任があることを要する。すなわち、現代刑法は、結果責任（結果が発生すれば、行為者の故意・過失を問うことなく刑罰を科すること）の排除、故意と過失の区別を確立するという故意処罰の原則を基本原理として採用した。それにもかかわらず、台湾手形法第一四一条一項の場合においては、いったん小切手不渡の結果が生じれば、振出人の故意・過失を問うことなく刑罰を科せられる。この規定は、責任主義という近代刑法の基本原理と対立する点で、不当といわなければならない。

また、「人頭小切手」のように、名義上の振出人たる被害者が刑罰を受けるのは不合理である。特に、経営者の妻が夫に代わりまたは会社の女性従業員が社長に代わり刑罰を受けるケースが多いとなれば、それはますます、本来の刑罰の目的に反し、人道主義に悖る。

このように手形案件の多発により、混乱が次々と起き、様々な社会問題が生じたため、手形法第一四一条の刑事責任問題は、抜本的に改正する必要に迫られた。

注

- (21) 姚嘉文「中国近代票法發展史」(台湾)『法学論集』二卷一号(一九七二年)一四六頁。
- (22) 許明夫「如何正確使用票法」二〇〇一年六月三〇日台湾全民テレビ放送講演大綱三頁。
- (23) 台湾銀行は、台湾で最大規模の銀行である。同銀行は、一九六一年七月一日の「中央銀行」の復業までは、台湾における中央銀行業務を営んでいた。
- (24) 中央銀行業務局「中華民國銀行公會」台北市票法交換所「票信管理新制之間與答」一頁(二〇〇一年)。

- (25) 日本長期信用銀行外国部編『台湾の経済—台湾への投融資の手引—』四一頁（一九六八年）。
- (26) 『台北市票拠交換所簡介』一頁参照。
- (27) 許明夫・前掲注<sup>(22)</sup>四頁。
- (28) 台湾は、不渡記録の撤回制度を認める。小切手当座預金者の預金不足の際の処理について定める不渡返却処理弁法第三条によれば、小切手の振出人が、不渡となった日の翌営業日から三日目までに不渡小切手の買戻しを行い、持出銀行からその旨の届があった場合には、手形交換所がその不渡記録を撤回する。
- (29) 楊大器「票拠刑罰存廢之檢討」『軍法專刊』（台湾）第三〇卷二号一三頁。
- (30) 梁松雄「票拠犯罪之比較研究」『東海法學論叢』（台湾）第三号（一九八七年）八頁。
- (31) 陶鳴義「票拠犯罪案件發生的一般原因」『法律世界』（台湾）第一〇号（一九七五年）三二頁、蘇秋鎮「請將票拠法修正案迅速送立法院審議」『法學評論』（台湾）第一号（一九八二年）三八頁。
- (32) 楊大器・前掲注<sup>(29)</sup>一三頁、陶鳴義・前掲注<sup>(31)</sup>三一頁。
- (33) 台湾立法院司法委員會編『票拠法修正草案參考資料專輯』（一九八五年）一五八、一六〇頁。
- (34) 林咏栄「也論空頭支票」鄭玉波總主編『商事法論文選輯』三七八頁（台湾五南圖書出版公司、一九八四年）。
- (35) 林咏栄「票拠法修正案」『法學叢刊』（台湾）第一五卷三号（一九七〇年）一六頁。
- (36) 林咏栄「論票拠法の修正」鄭玉波總主編『商事法論文選輯』（台湾五南圖書出版公司、一九八四年）一二三頁。
- (37) 王仁宏「支票刑責取消後宜採取的因応措施」『法學論叢』（台湾）第一四卷一、二合併号一七八頁。
- (38) 姚嘉文「論遠期支票之問題」『法學論集』（台湾）第一卷二号（一九七二年）四九二頁、梁松雄・前掲注<sup>(30)</sup>一頁。
- (39) 姚嘉文・前掲注<sup>(38)</sup>四九二頁。
- (40) 姚嘉文・前掲注<sup>(38)</sup>四九三頁。陶鳴義・前掲注<sup>(31)</sup>三一頁。

手形取引における信用純化と不渡処分との関係 (一) (李)

- (41) 台湾立法院司法委員会編『票拋法修正草案參考資料專輯』(一九八五年)一〇頁。
- (42) 台湾立法院司法委員会編『票拋法修正草案參考資料專輯』(一九八五年)一九、二〇頁。
- (43) 台湾立法院司法委員会編『票拋法修正草案參考資料專輯』(一九八五年)六二頁。
- (44) 量刑については、法院(裁判所)が基準を定めていた。たとえば、不渡小切手の額面金額が五万元未満の場合、振出人を罰金に処する。不渡小切手の額面金額が五万元以上三〇万元未満の場合、振出人を拘留に処し、または罰金を単独もしくは拘留とともに科する。不渡小切手の額面金額が三〇万元以上の場合には、振出人を懲役に処する。施文森『票拋法新論』二七四頁(台湾三民書局、一九九七年)を参照。
- (45) 姚嘉文・前掲注<sup>(2)</sup>一五四頁。
- (46) 社説「廢止支票退票刑責此其時矣」『法学評論』(台湾)第五号(一九八四年)二頁。